

【1 分解説】アセットオーナー・プリンシプルとは？

総合調査部 研究理事 河谷善夫

アセットオーナー・プリンシプルは、アセットオーナーの運用・ガバナンス・リスク管理についてのプリンシプル（原則）です。政府は「資産運用立国の実現に向けた政策プラン」（2023年12月）でこの策定を打ち出し、2024年8月末に公表しました。

アセットオーナーには公的年金、共済組合、企業年金、保険会社、大学ファンドの他、資産運用を行う学校法人も含まれるなど、その範囲は幅広く、性格も様々です。このプリンシプルは、アセットオーナーが受益者等の最善の利益を追求する備えがあることを自ら点検し、それぞれのステークホルダーにそれを示すことで、理解や対話、協働につなげ、運用力の向上を図っていくという形で活用されることが期待されています。

このプリンシプルは5つの原則からなり（資料）、「運用目的にあった運用目標及び運用方針の策定」「体制整備」「適切なリスク・利益相反の管理」「ステークホルダーへの情報提供」「スチュワードシップ活動の実施」などを求めています。本プリンシプルは、細則主義ではなく原則主義が採用され、いわゆる「コンプライ・オア・エクスプレイン」方式（実行するか、実行しない場合にはその理由を説明する方式）となっています。2024年9月末時点で17の団体が受入れを表明しています。

資料 アセットオーナー・プリンシプルの内容

原則	内容
原則1	アセットオーナーは、受益者等の最善の利益を勘案し、何のために運用を行うのかという運用目的を定め、適切な手続に基づく意思決定の下、経済・金融環境等を踏まえつつ、運用目的に合った 運用目標及び運用方針を定めるべきである 。また、これらは状況変化に応じて適切に見直すべきである。
原則2	受益者等の最善の利益を追求する上では、アセットオーナーにおいて専門的知見に基づいて行動することが求められる。そこで、アセットオーナーは、原則1の運用目標・運用方針に照らして必要な人材確保などの 体制整備を行い 、その体制を適切に機能させるとともに、知見の補充・充実のために必要な場合には、外部知見の活用や外部委託を検討すべきである。
原則3	アセットオーナーは、運用目標の実現のため、運用方針に基づき、自己又は第三者ではなく受益者等の利益の観点から運用方法の選択を適切に行うほか、投資先の分散をはじめとする リスク管理を適切に行うべきである 。特に、運用を金融機関等に委託する場合は、 利益相反を適切に管理しつつ 最適な運用委託先を選定するとともに、定期的な見直しを行うべきである。
原則4	アセットオーナーは、ステークホルダーへの説明責任を果たすため、運用状況についての 情報提供 （「見える化」）を行い、ステークホルダーとの対話に役立てるべきである。
原則5	アセットオーナーは、受益者等のために運用目標の実現を図るに当たり、自ら又は運用委託先の行動を通じて スチュワードシップ活動を実施 するなど、投資先企業の持続的成長に資するよう必要な工夫をすべきである。

（出所）政府公表資料より作成。

（注）太線は第一生命経済研究所にて付したものの。

関連レポート

・「アセットオーナーとは」(2024年4月) <https://www.dri.co.jp/report/ld/330468.html>